三宅町就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第１条　この要綱は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第４条第３項並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき経済的理由によって就学することが困難と認められる児童に対し就学の援助を行い、もって小学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助費対象者)

第２条　援助費対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１７条第１項の規定により三宅町立三宅小学校に在籍する児童保護者で、あって次の各号のいずれかに該当する者とする。

２　要保護者

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者。

３　準要保護者

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。

（１）　税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく市町村民税の非課税の者。

（２）　生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「生活保護基準」という。)に従い、その者の属する世帯の所得の年額が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣が定める基準のうち所得限度額算定表（様式第２号）により算定した当該世帯の限度額以下である者。

（３）　災害、家庭事情により所得証明書等による審査が適さないと、教育委員会が認めた場合。

(支給対象経費)

第３条　就学援助費の対象経費は次の各号に掲げるとおりとする。（但し、第２条第２項の要保護者について教育扶助を受給されている場合は、修学旅行費と医療費を対象経費とする。）

（１）　学用品費

（２）　通学用品費

（３）　校外活動費

（４）　新入学児童生徒学用品費

（５）　修学旅行費

（６）　学校給食費

（７）　医療費

(支給金額)

第４条　前条に掲げる支給対象経費に係る支給の額は別表１の範囲内とする。

(受給申請)

第５条　就学援助を受けようとする者は、毎年通知する期間中に準要保護児童就学援助費受給申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、三宅町教育委員会に申請するものとする。なお、第８条第１項の児童手当法第４条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受ける者については、児童扶養手当認定通知書の写しを添付するものとする。

（１）　同意書（様式第３号）

（２）　申請者の世帯に本町で所得額を確認できない世帯員がいる場合は、当該世帯員の所得証明書及び非課税証明書

（3）　その他教育委員会が必要と認めた書類

(認否の決定)
第６条　前条の申請を受けた教育委員会は、その内容を審査し就学援助の認否を決定し、その結果を通知するものとする。
　尚、第２条第３項第３号の場合は学校長の所見を求め、民生児童委員又は福祉事務所長の助言を得て認否を決定する。

(支給時期)
第７条　受給認定の決定をした者に対する援助費は、各学期(別表 2)ごとに支給するものとする。

(年度途中の認定及び取消し)
第８条　転入学者及び児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受ける者、又は災害等により、年度の途中において要保護及び準要保護児童の認定を必要とする者については、第５条及び第６条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。また年度途中において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合は認定を取消すものとし、その旨世帯票を整理する。
２　年度の途中において、受給認定又は取消しを受けた者は、当該決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる時はその月から）支給又は支給を行わないものとする。

(援助費の返還)
第９条　教育委員会は、保護者が虚偽その他不正な申請をしたときは、認定を取消し既に支給した就学援助費を返還させるものとする。

(その他)
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附　則
　この要綱は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附　則
　この要綱は、公布の日から施行し、平成２４年４月１日に遡及して適用する。

附　則
　この要綱は、公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則
　この要綱は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則
　この要綱は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

別表 1(第 4 条関係)

費　目	支　給　区　分	
	小　学　校	
	1　年	その他の学年
学用品費（年額）	１１，４２０円	
通学用品費（年額）	無	２，２３０円
校外活動費（宿泊を伴うもの、伴わないもの、年額）	遠足、合宿、社会科見学等に参加するために直接必要な交通費及び見学料の合計額。ただし宿泊を伴うものは年額３，６２０円、宿泊を伴わないものは年額１，５７０円を限度とする。	
新入学児童生徒学用品費（年額）	２０，４７０円	無
修学旅行費	修学旅行(1 回に限る)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費について全額２１，４９０円	
学校給食費	当該学校において学校給食費として徴収する実費４，３００円	
医　療　費	学校保健法施行令(昭和 33 年政令第 174 号)第 7 条に規定する疾病の治療に要した費用	

別表 2(第 7 条関係)

支給費目/支給時期	1 学 期	2 学 期	3 学 期
	小学校		
学用品費 通学用品費	4 月～7 月分	9 月～12 月分	1 月～3 月分
新入学児童生徒学用品費	全　額	―	―
校外活動費 修学旅行費 学校給食費	4 月～7 月に要した経費	9 月～12 月に要した経費	1 月～3 月に要した経費